

三条市告示第 105 号

電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う手続等

三条市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則（平成 30 年三条市規則第 10 号）第 3 条の規定により、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う手続等について、その根拠となる条例等の名称及び条項を次のように改める。

令和 7 年 4 月 1 日

三条市長 滝 沢 亮

記

手続等の名称	根拠条例等	条項
情報公開請求	三条市情報公開条例	第 7 条
児童クラブの入会申請	三条市児童クラブ条例施行規則	第 6 条
児童クラブの退会届出	三条市児童クラブ条例施行規則	第 9 条
児童クラブの利用料減免申請	三条市児童クラブ条例施行規則	第 12 条第 2 項
子ども医療費受給者証の交付申請	三条市子ども医療費助成条例施行規則	第 2 条
子ども医療費受給者証の再交付申請	三条市子ども医療費助成条例施行規則	第 5 条
妊産婦医療費受給資格の登録申請	三条市妊産婦医療費助成条例施行規則	第 2 条第 1 項
妊産婦医療費受給者証の再交付申請	三条市妊産婦医療費助成条例施行規則	第 4 条
総合健康診断受診申請（人間ドック）	三条市国民健康保険総合健康診断助成要綱	第 5 条第 1 項

三条市人材育成研修受講料補助 金（交付申請兼実績報告）	三条市人材育成研修受講料補助 金交付要綱	第 6 条
--------------------------------	-------------------------	-------